

## II 計画の基本的な考え方（総論）

### 1. 基本理念

男女共同参画社会の実現は、性別にとらわれず、すべての人が個人として尊重され、その個性と能力を対等に發揮することにつながるとともに、女性の社会進出による活力の創造や積極的な地域活動への参加によるコミュニティの形成等、まちづくりに欠かせない要素の充実・創出にもつながります。

また、本市の最上位計画である「第五次宜野湾市総合計画」においては、『ねたて<sup>\*</sup>のまち 宜野湾～健やかに、心豊かに育む未来～』を将来都市像に掲げ、「協働の推進による持続可能なまち」をはじめ6つの基本目標のもと、まちづくりの方針を示しています。

このように、市民一人ひとりが健やかに生活でき、心豊かに幸福感を感じられるまちを目指すとともに、沖縄県の中心地として発展していくという願いを込めた将来像の実現には、本計画が推進する男女共同参画社会の実現が不可欠です。

そこで、本計画においては、すべての人がひとりの人間として尊重され、多様な場面で活躍していく姿を展望し、「すべての人が尊重され　すべての人が輝く　未来へつながる都市（まち）ぎのわん」を基本理念に掲げ、その実現に向けた方策を位置づけます。

すべての人が尊重され　すべての人が輝く  
未来へつながる都市（まち）ぎのわん

※本市における“ねたて”とは

「ねたて」とは古謡「おもうそうし」に表された言葉で、「物事の根元」または「共同体の中心」を意味するものです。沖縄コンベンションセンターを中心として、人・物・情報が国際的な次元で出入りする本市は、沖縄県の中核的な役割を担う都市として成長発展しており、現代の「ねたて」といえます。今後もこの特徴を活かして、沖縄県全体をリードするまちづくりを進める思いを込めたキーワードです。（第五次宜野湾市総合計画基本構想）

## 2. 本計画における重点課題

2023（令和5）年度から2024（令和6）年度にかけて行った、各種アンケートの調査結果やこの間の施策の点検・評価の総括を踏まえ、基本理念の実現を達成するために取り組むべき重点課題として以下の7つを設定しました。

### （1）性別による意識の差の解消

2023（令和5）年度に実施した市民アンケート結果から、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方について、男性のほうが『賛成』または『どちらかといえば賛成』と答える割合が高く（男性 11.1%、女性 7.2%）、また、高校生アンケートにおいては、女子生徒の6割弱が『反対』と答えたのに対し、男子生徒は4割弱と開きがあるほか、男子生徒の約3割が『どちらともいえない』（女子生徒では2割弱）と回答しています。さらに、市民アンケートにおいて、男性のほうが女性よりも「ジェンダー」、「DV」、「デートDV」、「各種ハラスメント（パタニティ・ハラスメント※を除く）」について『内容もよく知っている』割合が低い結果となるなど、性別役割に対する意識の男女差や、男性の男女共同参画に関する認知度の低さが伺えます。

これまで、男女共同参画は主に女性に関する取組であると思われがちな側面がありましたが、国の白書が示すように、男性の長時間労働の慣行を見直すことや、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組でもあることから、男性自身にも深く関わりがあることを積極的に周知・啓発していくことが重要です。

※男性が育児休業の取得や子育てに関わる働き方の希望を理由に、職場で嫌がらせや不利益を受けること。

### （2）家庭や学校における性別役割意識の解消

小中学生・高校生へのアンケート結果から、生徒自身やその周囲の大人の性別役割意識がうかがえます。また、小学生よりも中学生のほうが性別役割意識が高い傾向にあることや、高校生では男女で担う役割が異なることが分かっています。そのほか、小学生から高校生の3割前後が「男の子／女の子だから〇〇しなさい」と『言われる』と回答しており、母親から言われる場合が最も多くなっていることや、学校での性別役割や得意科目に関する性差の意識もみられました。

児童・生徒の性別役割意識は、家庭や学校など身近な環境にいる大人の意識や振る舞いに影響されることから、子どもの自由な選択が性別役割に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）によって抑え込まれないよう、子どもと大人双方に啓発を行うことが重要です。

### (3) ハラスメント対策の強化

セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのほかに、マタニティ・ハラスメントやパタニティ・ハラスメントも問題となっており、市民や市職員へのアンケートの結果から、これまでにセクハラやパワハラ、マタハラやパタハラを受けた経験がある人がいることが分かっています。他方で、ハラスメント対策に特に取り組んでいない事業所が一定程度みられるなど、中小企業が多い中で対策が進んでいない状況もみられます。

市民や事業所への周知・啓発に加えて、市役所内におけるハラスメント対策の強化も求められています。

### (4) 社会生活において女性が力を発揮できる環境づくり

市職員アンケートの結果から、役職付き（今の職制より上位の職制）への内示を女性が受けられない／受けたくない理由として、職員を統率する自信がないことや育児・介護との両立が難しくなることが大きいことが分かっています。

社会生活や政策などの意思決定の場に、同じようなバックグラウンドの人が集まる状況では、複雑化・多様化する社会の課題に十分に対応ができない恐れがあります。そのため、女性のエンパワーメントの推進に取り組むことが重要ですが、それには、女性が働きやすい職場環境づくりや働き方の多様化に加え、子育て支援サービスの充実、男性による家事・育児・介護等への主体的な担い手としての役割を通じたケアの分担促進など、家庭における女性の負担軽減を図る必要があります。

### (5) 性の多様性の理解促進

市民アンケート結果で同性婚の考え方やパートナーシップ制度に対して肯定的な回答が多く占めている一方で、調査の結果から、身体の性、心の性または性的指向（同性愛など）について市民、中学生、高校生の「割弱が悩んだ経験があることが分かっています。

2023（令和5）年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、いわゆる「LGBT理解増進法」が施行されたことや、この法律が作られるに至った経緯なども踏まえ、性の多様性や自身の性に関する理解の促進に引き続き取り組む必要があります。

### (6) DVへの対応強化

市民アンケートの結果から、これまでに身体的暴力や心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要を受けた経験がある人が一定数いることが分かっています。被害を受けた人の半数近くがどこ（誰）にも相談していません。

また、中高生においてDVという用語の認知度が高い一方で、デートDVに関してはまだ十分知られていない現状があります。

これまで宜野湾市においてDVへの対策を進めてきたところではありますが、2024（令和6）年4月に改正DV防止法が施行されたことも踏まえて対応を検討する必要があります。

## (7) 性犯罪防止に向けた啓発と取組の強化

2023（令和5）年7月に施行された「性犯罪に関する刑法改正」に伴い、新たに条文化された不同意性交罪等について、具体的な事例を示しながら広く周知を図る必要があります。また、スマートフォンの普及やSNS利用の低年齢化により、ネットを介した性犯罪が社会問題化している現状を踏まえ、ネットやSNSに起因する性犯罪の防止に向け、加害を未然に防ぎ、新たな被害者を生み出さないよう、取組を一層強化することが求められています。特に、若年層やその保護者を対象とした啓発活動や教育の充実が重要です。

さらに、本県において問題視されている米軍関係者による性犯罪については、政府関係省庁を通じて綱紀粛正や教育の徹底を要請するなど、今後も事件の再発防止に向けた対応を求めていく必要があります。

### 3. 基本目標

重点課題に取り組んでいくため、以下の4つの基本目標を設定します。

#### (1) 性別役割意識（ジェンダーバイアス）解消の実現

すべての人が自分の個性や能力を活かして、社会のさまざまな場面に積極的に参加できる社会をつくるためには、「男はこうあるべき、女はこうあるべき」というような固定的な性別役割の意識をなくすことが大切です。そのためには、一人ひとりがそのような考え方方に気づき、自分の行動を見直すことが必要です。

そこで、すべての人が平等に活躍できる社会を目指して、広報や講座を通した市民への意識啓発に取り組むとともに、子どもたちが幼いころから性別による固定観念を持たないように、学校や保育の場での男女平等教育を推進します。

#### (2) すべての人が能力を発揮できる環境の実現（宜野湾市女性活躍推進計画）

すべての人が自分の力を発揮し、支え合いながら自立した社会生活を送るためには、家庭や地域、職場など、様々な場面において協力し合う仕組みや環境づくりが必要です。また、女性が多様な場面で活躍できるように、能力を伸ばすための支援や人材育成も重要です。

従来の男性の長時間労働を見直し、家事や子育てを主体的に担えるよう、保育や介護サービスの充実、地域活動への参加促進、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発に力を入れていきます。こうした活動を通じて、すべての人が活躍できる環境づくりを進めるとともに、その実現を支える人材育成や能力向上にも取り組んでいきます。

#### (3) すべての人が性や人権等を尊重する平和な社会の実現

すべての人が健康で安心して暮らせるためには、すべての人が性や人権を尊重し、他の身体の大切さや生命の尊厳について理解を深めることができます。

そのため、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の大切さを広め、ライフステージに応じた性教育や健康支援を行い、すべての人が性を尊重し協力できる社会の実現に向け取り組みます。また、平和や国際協力の重要性を理解し、人種や性別、宗教、価値観などの違いを認め合う、多様性を大切にする社会（誰も排除されることのない社会）を築いていきます。

#### (4) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

全ての暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、当事者の性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。ジェンダーに基づく暴力（性差や性自認を理由に向けられる暴力）は、DV（配偶者等からの暴力）、性犯罪・性暴力、ストーカー行為など様々です。こうした暴力の根底には、人権の軽視があると言われています。

男女共同参画社会を形成していくうえで、DV防止のための意識啓発や相談窓口の周知の徹底、関係機関との連携による被害者支援体制の強化等に取り組むとともに、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に取り組みます。

## 4. 成果指標

計画に位置づけられた取組が実際に効果を発揮したかを確かめるためには、取組の成果や課題を客観的に評価することが重要です。そこで、以下に成果を測るための指標を設定します。理想的には100%達成または0%にすることが望ましい項目もありますが、現状を考慮して指標を設定しました。この指標を基に、計画期間中の取組を評価します。なお、計画期間中においても、必要に応じ適宜指標の見直しを行います。

基本目標1. 性別役割意識（ジェンダーバイアス）解消の実現の成果指標					
指標No.	基本目標1の指標	過年度値 (2019年度)	現状値 (2023年度)	成果指標 (2034年度)	備考
1.	社会全体で男女の地位が「平等」であると回答する市民の割合	全体：14.8% 男性：20.3% 女性：11.6%	全体：10.7% 男性：18.1% 女性：6.5%	男女ともに30%以上	出典：市民アンケート（2019※1、2024※2）
2.	「ジェンダー」について「内容もよく知っている」市民の割合	21.5%	34.7%	50%以上	※新規 出典：市民アンケート（2019、2024）
3.	ふくふく講座への男性参加者の割合（性別限定の講座を除く）	24.7%	28.2%	40%以上	

※1：市民アンケート（2019）の回答数は全体419件、男性153件、女性258件

※2：市民アンケート（2024）の回答数は全体458件、男性171件、女性275件

基本目標2. すべての人が能力を発揮できる環境の実現（宜野湾市女性活躍推進計画）の成果指標					
指標No.	基本目標2の指標	過年度値 (2019年度)	現状値 (2023年度)	成果指標 (2034年度)	備考
4.	男性の家事時間※2（平日1日あたり）	48.1分	56.7分	65.5分以上	女性の家事時間は131.2分 出典：市民アンケート（2024）
5.	「両親学級（こうのとり俱楽部）」への父親の参加率	43.6%	85.9%	86%以上	
6.	2週間以上の育児休業を取得した市男性職員の割合	3.8%	53.3%	60%以上	女性：100%（2023年度）
7.	職場で男女の地位が「平等」と回答する市民の割合	全体：36.3% 男性：39.9% 女性：34.1%	全体：28.4% 男性：29.8% 女性：28.4%	男女ともに40%以上	※新規 出典：市民アンケート（2019、2024）
8.	市管理職に占める女性の割合	25.0%	26.1% (R6.4.1)	30%	
9.	市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性割合	35.5%	31.1% (R6.4.1)	40～60%	

※2：家事時間の選択肢「なし」を0、「約30分」を0.5、「約1時間」を1、「約2時間」を2、「3時間以上」を3として平均値を算出

基本目標3. すべての人が性や人権等を尊重する平和な社会の実現の成果指標					
指標No.	基本目標3の指標	過年度値 (2019年度)	現状値 (2023年度)	成果指標 (2034年度)	備考
10.	「(セクシュアル) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※3」について「知っている」市民の割合	—	10.3%	30%以上	※新規 出典：市民アンケート（2024）
11.	「デートDV※4」について「内容もよく知っている」中学生の割合	—	27.9%	40%以上	※新規 出典：中学生アンケート（2024）※5
12.	「ダイバーシティ（多様性）※6」について「内容もよく知っている」市民の割合	—	21.6%	30%以上	※新規 出典：市民アンケート（2024）
13.	「セクシャル・マイノリティ（性的少数者）」について「内容もよく知っている」市民の割合	—	34.1%	50%以上	※新規 出典：市民アンケート（2024）

※3：性と生殖に関する健康と権利

※4：交際相手から行われる暴力行為

※5：中学生（2年生）の回答数は789件

※6：人種、年齢、性別、国籍、宗教、能力、価値観など、さまざまな違いを持った人々が共存している状態

基本目標4. ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶の成果指標					
指標No.	基本目標4の指標	過年度値 (2019年度)	現状値 (2023年度)	成果指標 (2034年度)	備考
14.	身近なDV被害者に対して「何もできなかつた」と回答する市民の割合※7	28.4%	38.5%	25%以下	※新規 出典：市民アンケート（2019、2024）
15.	自らのDV被害について「どこ（誰）にも相談しなかつた」と回答する市民の割合	36.9%	44.0%	25%以下	※新規 出典：市民アンケート（2019※8、2024※9）
16.	DVの相談先として市の女性相談窓口（こども家庭課女性相談・めぶき相談室）を「知っている」市民の割合	—	—	50%以上	※新規（次回のアンケートで調査）
17.	「グルーミング」※10について「知っている」市民の割合	—	17.0%	30%以上	※新規 出典：市民アンケート（2024）

※7：DVに関して「相談されたことがある」または「身近に当事者がいる」との回答は65件（「DV防止法」第6条において、「配偶者からの暴力を受けている者を発見したものは、その旨を配偶者暴力相談センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。」と定められている。）

※8：市民アンケート（2019）における、DV被害が「1・2度あった」または「何度もあった」回答は84件

※9：市民アンケート（2024）における、DV被害が「1・2度あった」または「何度もあった」回答は40件

※10：性的な接触を図る目的で大人が子どもを手なづけること

## 5. 施策の体系

基本理念

すべての人があ 尊重され

すべての人があ 輝く

まち  
未来へつながる都市ぎのわん

### 基本目標

1. 性別役割意識  
(ジェンダーバイアス) 解消の実現

### 基本施策

- (1) 男女共同参画に関する意識啓発・情報発信等の充実
- (2) 学校教育等を通じた意識啓発・情報発信等の充実

2. すべての人が能  
力を発揮できる環  
境の実現  
(宜野湾市女性活躍  
推進計画)

- (1) 家庭におけるケアの分担・負担軽減の推進
- (2) 職場における男女共同参画の推進
- (3) 就労・キャリアアップ・起業に対する支援
- (4) 地域や市の意思決定の場への女性の参画促進

3. すべての人が性や  
人権等を尊重する  
平和な社会の実現

- (1) 身体的性差や性に関する理解の促進
- (2) 多様性や人権、平和に関する理解の促進

4. ジェンダーに基  
づくあらゆる暴力  
の根絶

- (1) DV の防止及び被害者支援体制の充実 (宜野湾市 DV 防止基本計画)
- (2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力を許さない市民意識の醸成

No.	具体施策	頁
1.	①男女共同参画（ジェンダー平等）に関する啓発・情報発信	p.15
2.	②ふくふく講座による男女共同参画に関する学習機会の提供	p.15
3.	③人材育成交流センターめぶき及び男女共同参画支援センターふくふくの利用促進	p.16
4.	①学校教育を通じた男女共同参画の意識啓発	p.16
5.	②性別役割にとらわれない進路選択・キャリア教育の実施	p.16
6.	①男性の家事・育児・介護等におけるケア分担の促進	p.17
7.	②仕事と育児・介護の両立に向けた意識啓発	p.17
8.	③多様な子育てサービス等の充実	p.18
9.	④介護サービスの充実	p.18
10.	⑤妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援	p.18
11.	⑥市男性職員の育児休業の取得促進	p.18
12.	⑦市職員の働き方改革の推進	p.18
13.	①市内事業所に対する関係法制度の周知	p.19
14.	②市内事業所における女性の管理職登用及び職域拡大の促進	p.19
15.	③組織内（行政機関）におけるハラスメント防止対策	p.19
16.	④市職員における管理職等への女性登用及び職域拡大の促進	p.19
17.	①関係機関と連携した再就職・キャリアアップ等支援	p.20
18.	②ひとり親家庭への自立支援	p.20
19.	③女性起業家及び起業する女性への情報提供・支援	p.20
20.	①各種審議会等への女性委員登用促進	p.21
21.	②各種地域団体との連携及び支援	p.21
22.	③性別役割にとらわれない地域活動の促進	p.21
23.	④防災・復興における男女共同参画の推進	p.21
24.	⑤地域における女性リーダー育成支援	p.21
25.	①ライフステージに応じた「こころ」と「からだ」の健康に関する正しい知識の普及啓発及び支援	p.22
26.	②発達段階に応じた性教育・思春期教育の推進	p.22
27.	①性の多様性の理解促進に関する取組の推進	p.23
28.	②人権の尊重に関する取組の推進	p.23
29.	③多文化共生の促進と外国人向けの情報提供支援	p.23
30.	④平和行政・平和教育の推進	p.23
31.	①DV防止に向けた啓発活動の推進	p.24
32.	②加害者を生まないための意識啓発・情報発信	p.24
33.	③相談窓口や通報・通告義務の周知徹底	p.25
34.	④関係機関との連携による相談・支援体制の強化	p.25
35.	⑤女性相談支援センター等との連携及び転居支援	p.25
36.	⑥支援員等のスキルアップ支援	p.25
37.	⑦被害者情報保護の支援措置	p.25
38.	①暴力根絶に向けた意識啓発・情報発信	p.27
39.	②ネットを介した性犯罪の防止及びメディア・リテラシーの向上推進	p.27